

【令和8年の講習日程】 石綿関連業務に必要とする講習を主に年間通して開催します。

また、特別教育として、のり面ロープ高所作業特別教育など県内では他では行われていない講習も開催します。

2026年 山口建設安全教育センター 年間講習計画 (2026.5.9)

講習名称	R8.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	予定会場
石綿含有建材調査者講習 (山口労働局長登録第2号)		9, 10 下松			19, 20 山口			4,5※ 下松		13,14 山口			山口: 山口県セミナーパーク 山口南総合センター サンフレッシュ山口等 下松: 下松勤労者福祉センター スタービアクだまつ 等
工作物石綿事前調査者講習 (山口労働局長登録第1号)	28, 29 下松	25,26 山口	25, 26 下松	21, 22 山口	27,28 下松	24,25 山口	22,23 下松	25,26 山口	28,29 下松	27,28 山口	26,27 下松	22,23 山口	
石綿作業主任者技能講習 (山口労働局長登録第171号)	15, 16 下松		11,12 山口			10,11 下松			17,18 山口			10,11 下松	
石綿作業特別教育							10 山口						〃
フルハーネス型安全帯使用作業特別教育				13 下松						7 山口			〃
足場組立等作業特別教育				14 下松						8 山口			〃
巻上げ機特別教育									4 下松				〃
のり面ロープ高所作業特別教育						4 山口					9 山口		〃
丸のこ作業安全教育													〃
振動工具安全衛生教育							6 山口						〃

※ 講習会場は、会場の都合及び受講者の応募状況によって変更となる場合があります。太字の日程分は会場確定分です。
8月開催の石綿含有建材調査者講習は、当初8月5,6開催としていましたが、会場の都合により、4,5日開催となります。
企業・団体等からのご要望により、随時随時開催します。

工作物石綿事前調査者講習の開催

●本年1月から工作物の改修等に際して工作物石綿事前調査者講習修了者による調査の実施に係る法令が施行されました。当センターでは、県内唯一の当該講習機関として東部地区、中部地区で毎月開催します。

回	日 時	会 場	募集定員	受講料・テキスト代(消費税込み)
5	5月27日(水)、28日(木) 1日目 9:00~16:40 2日目 9:00~16:50	下松市勤労者総合福祉センター 下松市潮音町2-16-8	定員40名	受講料 35,200円 科目免除者 33,000円 テキスト代 4,400円
6	6月24日(水)、25日(木) 1日目 8:45~16:40 2日目 8:40~16:50	YMfg 維新セミナーパーク 山口市秋穂二島1062	定員60名	※ YMfg 維新セミナーパーク (旧称: 山口県セミナーパーク)
7	7月22日(水)、23日(木) 1日目 9:00~16:40 2日目 9:00~16:50	下松市勤労者総合福祉センター	定員40名	

石綿作業主任者技能講習の開催予定

●建築物及び工作物石綿事前調査者講習を受講されたい方で、履修科目や就労期間の関係で受講資格のない方は、石綿作業主任者技能講習を修了することで受講資格を得ることができ、また一部科目免除となりますのでご検討ください。

回	日 程	会 場	定員	受講料・テキスト代
3	6月10日(水)、11日(木) 1日目 9:00~16:40 2日目 9:30~16:00	下松市勤労者総合福祉センター	定員40名	受講料 12,100円 テキスト代 2,310円
4	9月17日(木)、18日(金) 1日目 9:00~16:40 2日目 9:30~16:00	YMfg 維新セミナーパーク	定員60名	

一般建築物石綿含有建材調査者講習の開催予定

●今年の講習は概ね3ヶ月に1回の頻度で開催します。開催の決まっているものは以下のとおりとなります。受講希望の方は計画的にお申し込みください。

回	日程	会場	定員	受講料・(テキスト代)
2	5月19日(火)、20日(水)	YMfg 維新セミナーパーク	定員60名	受講料 35,200円 科目免除者 33,000円
3	8月5日(水)、6日(木)	下松市勤労者総合福祉センター	定員40名	テキスト代 5,775円

【のり面ロープ高所作業特別教育の開催】

高さ2m以上の急傾斜地等での斜面掘削工事や災害復旧工事における作業に際し、ロープに身を委ね、昇降器具で体を保持しつつ行う作業に必要となる教育です。実技を伴うもので、県内における開催機関がほとんどないことから、この機会を見逃さないようご応募ください。

[6月4日(木)会場: YMfg セミナーパーク及び周辺実技会場にて開催] 写真はイメージ



【熱中症予防】

近年の猛暑による熱中症の発生が多発しており、その発生時期も早まりつつあります。令和7年6月1日に労働安全衛生規則が改正され、施行されています。現場における体制整備、発生時の対応手順の確立、その労働者への周知を行うことが義務化されました。熱中症予防には早めの対応が不可欠です。

1

「熱中症の自覚症状がある作業員」や

「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」が

その旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やバディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業員への周知

※参考となるフロー図を2つ掲載していますが、これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応が推奨されます。

※同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとします。

【対象となる作業】

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

WBGT基準値とは

暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数のこと